

中国河南省
嵩山少林寺武術館日本分館
会員規約

目次

第一章 総則

- 第一条 名称
- 第二条 本部所在地

第二章 目的及び事業

- 第三条 目的
- 第四条 活動
- 第五条 事業

第三章 会員

- 第六条 入会
- 第七条 責任
- 第八条 損害の賠償
- 第九条 退会
- 第十条 資格の喪失

第四章 雑則

- 第十一条 会費
- 第十二条 プライバシーの保護

第五章 規約

- 第十三条 規約の制定
- 第十四条 規約の改正

附則

第一章 総則

第一条（名称）

この団体は、中国河南省嵩山少林寺武術館日本分館（以下、「日本分館」という。）という。

第二条（本部所在地）

愛媛県伊予郡松前町北川原 841 番地

第二章 目的及び事業

第三条（目的）

日本分館は、中国伝統少林武術を通して子供から大人までの国民が心身共に健康で、生き生きと暮らせる環境づくりに貢献することを目的とする。

第四条（活動）

目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 中国河南省嵩山少林武術振興に係る事業
- ② 日本選手の育成

第五条（事業）

目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 中国河南省嵩山少林寺武術館公認昇級審査
- ② 全国での武術ワークショップ
- ③ 中国河南省嵩山少林寺武術館公認 愛媛少林武術団へ国内留学制度
- ④ 中国河南省嵩山少林寺武術館留学制度
- ⑤ 中国河南省国際大会への参加（選考会通過者）

第三章 会員

第六条（入会）

入会を希望する者は規約に賛同し、所定の書類を提出し、日本分館の承認を得た上で、入会金・年会費を支払わなければならない。

また、高校生（18歳）以下の場合には保護者の同意が必要であり、この場合、保護者は本人と連帯して責任を負うことに同意してもらう。

第七条（責任）

会員は、危険を伴う動作が自己の責任と判断に基づいて行われることを明確に承認しなければならない。また、練習・その他活動中の事故について、日本分館は一切の責任を負わない。

ただし、日本分館側に過失がある場合は、この限りではない。

第八条（損害の賠償）

会員の責任が原因となり、日本分館及び利用中の施設、または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償を果たさなければならない。

第九条（退会）

会員が退会を希望する場合は、2月までにその旨を電子メールまたは書面にて館長まで連絡しなければならない。

第十条（資格の喪失）

団員は、下記に至ったときに会員資格を失う。

- ① 本規約に違反したとき。
- ② 3月末日の時点で翌年度分年会費の振込が確認できなかった場合。
- ③ 日本分館または会員総体の名誉を傷つけ秩序を乱したとき。

第四章 雑則

第十一条（会費）

会員は、下記に定める入会金（入会時のみ）・年会費を支払わなければならない。

- ① 入会金 ¥5,000-（同一会計内の家族会員の場合二人目以降は免除）
- ② 年会費 ¥3,000-/年
- ③ 国内留学 子供¥2,000-/回
大人¥2,500-/回
- ④ プライベートレッスン ¥5,000-（1時間）
¥9,000-（2時間）
館長の交通費は依頼者が負担する。
- ⑤ スポーツ保険費 子供¥800-/年
大人¥1,850-/年
希望者はスポーツ保険への加入が可能。

※既納の入会金・年会費等その他の拠出金は、日本分館に過失がない限り返還しない。

※日本分館の定める子供とは中学生以下、大人とは高校生以上。

※日本分館の定める1年とは4月1日から3月末日とし、入会初年度も同様に3月末日までとする。

第十二条（プライバシーの保護）

練習及び演武中の撮影は、個人利用を目的とするものに限り許可し、第三者が映っている場合インターネット等による公衆送信、放送、掲載等の行為を行うことを禁止する。無断で公開した場合の責任は、日本分館では一切責任を持たない。

ただし、日本分館が定める第四条の活動はこの限りではない。

第五章 規約

第十三条（規約の制定）

日本分館は、会員の安全を図る目的により、当規約の他に規則を定めることができる。

第十四条（規約の改正）

日本分館は、会員の安全を図る目的により、当規約を改正することができる。最新版の閲覧を希望する者は、館長に申し出る。

附則

当会員規約は令和2年4月1日から施行する。